

令和 6 年 4 月開成町教育委員会定例会 会議録

日 時： 令和 6 年 4 月 22 日(月) 15 時 30 分～17 時 15 分

場 所： 開成町役場 201 会議室

出席者： 井上教育長、村岡教育長職務代理者、野地委員、上野委員、本澤委員

【事務局】 田中教育委員会事務局参事兼学校教育課長、
田代生涯学習課長、尾川学校教育課学校教育班長
遠藤生涯学習課生涯学習班長

議 事：

1) 開会 教育長より開会の宣言

2) 会議録署名人の指名 本澤委員が指名された。

3) 議事

《協議事項》

(1) 開成町学校運営協議会委員の任命について

・資料 1 について説明した。

○教育長 協議事項(1) 開成町学校運営協議会委員の任命について事務局から説明してください。

○事務局 資料 1 をご覧ください。令和 6 年度開成町学校運営協議会委員の任命についてです。こちらは、令和 6 年度の幼稚園から中学校までの学校運営協議会委員についてお諮りするものです。開成町学校運営協議会規則において、協議会の委員は 10 人以下で教育委員会が任命することになっています。規則上、構成メンバーは、①当該指定学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者、②当該指定学校の所在する地域住民、③当該指定学校の校長、④当該指定学校の教職員、⑤学識経験者、⑥関係行政機関の職員となっています。今年度の委員としては、ご覧のとおり、文命中学校 8 名、開成小学校 8 名、開成南小学校 10 名、開成幼稚園 8 名の方を委員として提案させていただきます。今回、任命候補者の中で新規の候補者の方についてご説明させていただきます。

まず、文命中学校についてですが、PTA 会長の島川謙一氏、学識経験者として遠藤彰子氏、地域住民として口田拓郎氏、諸星教頭が新規の委員候補者となります。

続いて、開成小学校についてですが、PTA 会長の武田翼氏、宇田教頭、行政職として上村拓也氏が新規の委員候補者となります。

続いて、開成南小学校についてですが、PTA 会長の中村麻希氏、地域住民として岡本千慧氏、青木純二氏、露木校長、行政職として井上新氏が新規の委員候補者となります。

最後に、開成幼稚園についてですが、PTA 会長の内藤真広氏、保護者代表の原口佳奈氏、地域住民として石崎雅美氏が新規の委員候補者となります。なお、開成幼稚園の石崎委員におかれましては、開成小学校においても学校運営協議会委員の候補者となられておりますの

で、兼任ということになります。説明は以上です。

○教育長 ただいま、事務局から説明がありました。委員が他の園・学校を兼ねることは規定上、問題ないのか。

○事務局 規則上、兼職を禁止する規定はございませんし、制度の趣旨に照らしても兼職することで生じる不都合は特段ございません。

○教育長 兼職について、事務局から説明がございました。なお、開成南小学校については、委員候補者が10名と他の園・学校よりも多いですが、これは、学校側の考えとして地域住民の方により多く参画してほしいという趣旨から学区内の各自治会から推薦により委員を選出しているためです。何か御質問、御意見はございますか。

○全委員 質問、意見なし。

○教育長 それでは、協議事項（1）開成町学校運営協議会委員の任命については、原案どおりとさせていただきます。

（2）開成町社会教育委員の委嘱について

・資料2について説明した。

○教育長 協議事項（2）開成町社会教育委員の委嘱について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、資料2をご覧ください。開成町社会教育委員の委嘱についてご説明させていただきます。開成町社会教育委員の設置は、町社会教育委員に関する条例第2条の規定により定められ、第3条の規定により「教育委員会が委嘱する」となっています。委員の任期は2年となっており、今期の委員は令和6年3月31日をもって任期満了となりました。そのため、令和6年4月1日から、次期委員9人の委嘱について、お諮りするものとなっております。

資料2をご覧ください。2ページが委嘱委員の名簿となっております。最初に1ページですが、開成町社会教育委員の概要について簡単にご説明します。会議は年6回開催され、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言することを任務とし、社会教育に関する諸計画を立案すること、定時に又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べることやそれらの職務を行うために必要な調査研究を行うことを職務としています。

委員の構成としましては、学識経験者4人、学校関係者1人、社会教育関係団体の関係者4人を選出したいと考えています。委嘱をする委員9名につきましては、2ページに記載しておりますので、ご確認いただければと思います。説明は以上となります。ご協議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 ただいま、事務局から説明がありました。何か御質問はございますか。

○委員 9名の委員候補者のうち、4名が学識経験者ということだが、この方たちの経歴等について簡単に伺いたい。

○教育長 私が把握している範囲では、津原智行氏については、企業に勤務さ

れている方です。中野敏治氏については、元教員で校長経験者の方です。大場智充氏については、西福寺の住職であり、人権擁護委員もやられています。小田猛氏については、民生委員をやられている方です。

- 委員 承知した。
- 教育長 他に御質問、御意見はございますか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 教育長 それでは、協議事項（２）開成町社会教育委員の委嘱については、原案どおりとさせていただきます。

（３）開成町教育委員会事務局参事の職務権限に関する規程の制定について

・資料３について説明した。

- 教育長 協議事項（３）開成町教育委員会事務局参事の職務権限に関する規程の制定について事務局から説明して下さい。

- 事務局 それでは、資料３をご覧ください。こちらは、開成町教育委員会事務局参事の職務権限に関する規程の新規制定についてご提案させていただくものです。資料３の１ページをご覧ください。本規程の制定趣旨ですが、現状、職員の職務権限に関しては、開成町服務規程により職位ごとの基本的な職務に関して明示しています。この開成町服務規程によれば、参事の職務権限については、町行政の基本方針の決定及び全般的な調整に関し、町長の意思決定への参画等により町長を補佐することとされています。

今回、町部局において参事の職務権限の追加ということで「あらかじめ町長が指定する課の所管業務に係る重要事項の調整等への関与」が追加されました。

この趣旨としては、参事が全体的な視野を有していることから、みずからが所管する課の他に町長が指定する課についても当該課の課長職からの相談対応や課長の意思決定の支援（指導・助言等）を担ってほしいと判断されたためです。

資料３の２ページをご覧ください。町部局における令和６年度の参事の担任意務に規定したものがございます。

教育委員会としても前述のような町部局の体制と一定程度、整合性を合わせるため、開成町教育委員会事務局参事の職務権限に関する規程を新たに制定し、教育委員会事務局参事の基本的な職務内容について明記したいと考えています。

資料３の３ページをご覧ください。本規程の案ですが、町部局においては、「あらかじめ町長が指定する課の所管業務に係る重要事項の調整等への関与」ということで、参事ごとに担任すべき事務が具体的に指定されていますが、教育委員会事務局の参事については、「教育委員会事務局に置かれた課（参事が課長の職を兼任する場合は、当該兼任する課は除く。）」と規定し、自ら所管する課以外の課の所管業務に関与するものとします。ただし、関与の方法、程度については、町部局と同様に所管以外の課長職からの相談対応や課長の意思決定の

支援（指導・助言等）とします。あくまでもスタッフ職であり、ライン職ではないという位置づけです。施行日についてですが、こちらは、すでに町部局においては、関係例規を整備し、本年４月１日から施行していることから、公表の日から施行し、令和６年４月１日から適用させていただけたらと思います。説明は以上です。

○教育長 ただいま、事務局から説明がありました。何か御質問はございますか。

○委員 資料３の３ページのところに訓令番号が抜けているが、これは、本日、議決後に付されるということか。

○事務局 そのとおりです。

○委員 教育委員会事務局参事については、現在であれば学校教育課と生涯学習課の２課について調整等を行うということか。

○事務局 そのとおりです。補足をさせていただければ、町部局においては、資料３の２ページにあるように町長がそれぞれの参事が担任すべき課とうことで具体的に課名が規定されています。したがって、今後、機構改革等で課名が変更となる場合は、改正を行う必要がございます。教育委員会部局の規定については、３ページにお示した規程案の第２条第２号のとおり「教育委員会に置かれた課（参事が課長の職を兼任する場合は、当該兼任する課を除く。）の所管業務に係る重要事項の調整等に関与すること。」と規定しておりますので、今後、機構改革等があつて課名の変更や課の数が増えても特段、本規程を改正する必要はございません。

○教育長 他に御質問、御意見はございますか。

○全委員 質問、意見なし。

○教育長 それでは、協議事項（３）開成町教育委員会事務局参事の職務権限に関する規程の制定については、原案どおりとさせていただきます。

（４）令和７年度使用教科用図書採択方針について

・資料４について説明した。

○教育長 協議事項（４）令和７年度使用教科用図書採択方針について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、資料４をご覧ください。こちらは、令和７年度使用教科用図書採択にあたっては、足柄上地区教科用図書採択協議会において、今後、審議を進めていくこととなりますが、その前に協議会の構成市町において、採択方針を定める必要があることからお諮りするものです。

まず、採択方針ですが、４点ございます。１点目が、「（１）開成町教育委員会は、小学校及び中学校において使用する教科用図書について、学校教育法附則第９条の規定による教科用図書を除き、それぞれの「教科書目録（令和７年度使用）」に登載されている教科用図書のうちから採択する。」です。２点目が、「（２）開成町教育委員会は、特別支援学級の教科用図書については、「教科書目録（令和７年

度使用)」に搭載されているもの又は学校教育法附則第9条の規定による教科用図書のうちから、児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、最もふさわしい内容のものを採択する。」です。3点目が、「(3) 神奈川県教科用図書足柄上採択地区協議会は、教科用図書選定のための協議において、発行者を絞り込むことなく、発行図書の調査研究を行う。」4点目が、「(4) 開成町教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来たさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保する。」です。なお、2点目について、内容を簡単に説明しますと、学校教育法第34条において、小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないとなっていますが、当該法律の附則第9条において、特別支援学級については、当該法律第34条の規定にかかわらず、教科用図書以外の教科用図書を使用することができるとなっています。

続いて、教科用図書採択基準ですが、3点ございます。1点目が、「(1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。」です。2点目が、「(2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。」です。3点目が、「(3) 児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択する。」です。

今回、前年度からの変更点として2ページにあるとおり、語尾の統一、表現の統一を図りましたのでご承知おきください。

3、4ページをご覧ください。採択までのスケジュールを確認させていただきます。まず、5月16日(木)に第1回足柄上採択地区協議会を山北町役場で開催します。7月9日(火)に足柄上採択地区採択検討会が南足柄市役所において13時から開催されますので、全教育委員の出席をお願いします。その翌日、7月10日(水)に勉強会を予定しています。7月22日(月)の定例教育委員会において町としての順位を決定します。7月26日(金)の午前中に第2回足柄上採択地区協議会を開催し、その日の午後に臨時教育委員会を開催させていただきます。

○教育長 ただいま、事務局から説明がございました。何か御質問はございますか。

○委員 7月22日に町としての希望順位をつけて17時までに事務局に回答するということか。

○事務局 先ほど、ご説明したとおり7月9日に足柄上採択地区採択検討会があり、ここで教科ごとの研究、調査結果の報告があります。これを受けて、翌日の7月10日に町としての勉強会を開催させていただきますので、ここで町としての内々の希望順位を決定します。その後、7月16日に足柄上地区教育長会がありますので、ここで希望順位について協議を行います。この協議を経て、7月22日の定例教育委員会

において町としての仮の希望順位について１７時までに事務局の南足柄市教育委員会に報告します。７月２２日の定例教育委員会については、いつもより開催時刻を早めて行う可能性がありますのでご了承ください。

○委員 ７月９日に足柄上採択地区採択検討会があり、ここで教科ごとの研究、調査結果の報告があると思うが、その翌日に勉強会というのは、日程的にかなり厳しいと思う。もう少し、余裕をもった日程とすることはできないのか。

○事務局 各委員の皆様に日程照会させていただいた結果等を踏まえて、このような日程とさせていただきました。日程的にかなり厳しいことは承知しておりますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

○教育長 必要であれば、臨時の会議も開催させていただけたらと思います。他に御質問、御意見はございますか。

○全委員 質問、意見なし。

○教育長 それでは、協議事項（４）令和７年度使用教科用図書採択方針については原案どおりとさせていただきます。

（５）（仮称）開成町漢字数学スキルアップチャレンジ補助金について

・資料５について説明した。

○教育長 協議事項（５）（仮称）開成町漢字数学スキルアップチャレンジ補助金について事務局から説明してください。

○事務局 こちらについては、昨年度は、町長部局において外国語学習活動の後押しを主な目的として、TOEIC, TOEFL, TEAP の英語検定受験料の補助事業を行ったところですが、今年度については、この事業の所管が生涯学習課に移管されました。令和６年度については、英語のみならず、漢字、数学に関する受験に対する補助も行っていきたいと考えており、今回、漢字と数学に関する検定補助事業についてご提案させていただけたらと思います。資料５の１ページに本事業の目的を記載しておりますが、学ぶ楽しみを知ってもらうこと、検定にチャレンジしていただくことで自分自身の成長を感じてもらうこと、質の高い教育環境を提供し続けるための基盤整備を行うこと、高校受験、大学受験等の進路を決定するときに活用してもらうことを目的としています。対象は、全町民とさせていただけたらと思います。ただし、未就学児、小学生、中学生については、保護者が申請することとさせていただきます。申請方法についてですが、当該年度のすべての受験結果が分かり次第速やかに申請とさせていただき、原則１年度分を一括で行うものとさせていただきます。申請期限は、各年度３月２５日までとさせていただきます。補助額についてですが、まず、日本漢字能力検定については、１級から４級までにあつては、受験料の１／２を補助します。５級から１０級までにあつては、受験料の全額を補助します。補助の回数については、一会計年度中２回までとして、例外的に５級から１０級を受験する未就学児、小学生については、回数無制限とさせ

ていただきます。続いて、実用数学技能検定については、1級から5級までにあつては、受験料の1/2を補助します。6級から11級までにあつては、受験料の全額を補助します。補助の回数については、一会計年度中2回までとして、例外的に6級から11級を受験する未就学児、小学生については、回数無制限とさせていただきます。申請時の添付書類としては、受領料の領収書と受験結果を提出していただきます。補助金の交付方法については、申請書に指定された口座に現金振り込みとさせていただきます。資料5の4ページには、すでに実施している英語検定補助と今回ご提案させていただいた漢検、数検も含めた受験料補助に関する案内チラシ案です。本日、御承認いただければ、このようなチラシで周知させていただく予定です。資料5の3ページから10ページまでは、現行の英語検定補助事業にかかる要綱と様式等です。基本的な様式等については、この様式にならって事務処理をさせていただきます。説明は以上です。

○教育長 ただいま、事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見はございますか。

○委員 今回、生涯学習課の事業として行うということなので、学生だけではなく、大人も気軽に利用できるような案内チラシとなるよう工夫してほしいと思う。

○事務局 御指摘の点を踏まえて、多くの世代の方が活用していただけるようなかたちで周知はさせていただけたらと思います。

○委員 冒頭の説明で、昨年度は、英語学習検定補助を町長部局で実施したということだが、申請実績はどの程度か教えてほしい。

○事務局 昨年度は、対象者が、小学生、中学生、高校生相当という範囲で補助事業を行いました。実績としては、168名の方が補助金を活用しました。内訳としては、小学生が48人、中学生が66人、高校生相当が54人でした。全員、英検受験料について補助申請をされました。ちなみに英検準1級については、14名の方が申請を出されました。

○委員 昨年度と補助申請先が異なるので、そこは分かるように明記してほしい。

○事務局 承知した。

○教育長 他に御質問、御意見はございますか。

○全委員 質問、意見なし。

○教育長 それでは、協議事項（5）（仮称）開成町漢字数学スキルアップチャレンジ補助金については原案どおりとさせていただきます。

（6）その他

○教育長 協議事項（6）その他として臨時図書室の開館日の拡充について事務局から説明してください。

○事務局 まず、本事業の内容ですが、現状、役場庁舎1階に設置されている臨時図書室の開館日を7月13日（土）から8月31日（土）までの

土日祝日も開館することにしたいと考えております。開館時間は、12時から16時までの4時間を想定しております。目的としては、現状、月曜日を除く役場庁舎開庁日の9時30分から16時30分までとなっているため、これまで町民センター改修工事前は、土日祝日も利用できていたものが現状できていないので、町民の読書機会と学習室機能を補完するという意義もあります。また、あわせて青少年読書感想文全国コンクール課題図書の活用という目的もございます。開館日については、先ほど7月13日（土）から8月31日（土）までとご説明させていただきましたが、日数としては最大で17日間となっております。この間に、他課の事業等により場合によっては、図書室を開館できない可能性もあることから最大で17日という記載をさせていただいております。予算措置としては、司書の方の雇用に要する経費として84,116円を見込んでおり、こちらの予算については、6月議会の補正予算において計上させていただく予定です。また、これ以外の事項としては、臨時図書室の開館日拡充に伴い、蔵書数の拡充も行っていく予定です。したがって、什器の不足が見込まれますので、こちらについては、カラーボックス等をリユースすることで対応したいと考えております。役場庁舎のセキュリティ対策としては、1階カウンターのシャッターを降ろす等してセキュリティエリアに町民が立ち入ることがないように対策を講じてまいります。また、夏期休業中の学習室については、議会においても開庁日のみ議場開放を行っておりますので、そちらとの連携も図っていきたいと考えております。さらに、希望する自治会に対して図書の貸出も行っていきたいと考えております。説明は、以上です。

○教育長

ただいま、事務局から説明がございましたが、何か御質問、御意見はございますか。

○委員

とても良い取組だと思う。町民センター改修工事に伴い、1階に臨時図書室が設置されてから利用されている町民が増えたように感じる。自分自身も町民センター改修工事前は、図書室を利用していたが、学生で利用される方が多いと実感している。学習スペースとして機能していることだと思うので、町民センター改修工事中にこのような対応をすることは町民のニーズにも合致していると思う。

○委員

私も非常によい取組だと考える。少し気になることとしては、利用時間が12時から16時までということで、例えば子どもたちであれば家で昼食をとって、それから図書室に出かけるということになると思うので、もう少し利用時間を後ろに出来ないかとは思った。

○事務局

利用時間については、夏期の最も暑い時間帯に過ごす場所という意味もあり、このような時間帯とさせていただいたところです。

○教育長

開館日が、土日祝日ということなので、会計年度任用職員の司書だけ勤務させるということで問題ないか少し心配しているところです。正規職員もその場にいる必要があるのではないかと少し考えているところです。

○事務局

現時点の考えとしては、基本的には司書だけが勤務し、何かあれば

すぐに職員が対応できるような体制をとることを想定しています。例えば、開始当初は、正規職員も一緒に対応し、問題ないようであれば司書だけによる対応ということもありうると考えています。仮に正規職員も常駐すべきということになれば、生涯学習課だけでは難しいと思いますので、他課の職員も応援に入るということも考えています。

- 教育長 他に御質問、御意見はございますか。
○全委員 質問、意見なし。
○教育長 それでは、本件については、ここまでとさせていただきます。

《報告事項》

(1) 令和6年度開成町教育委員会事務局組織について

- ・資料6について説明した。

○教育長 報告事項(1) 令和6年度開成町教育委員会事務局組織について事務局から説明してください。

○事務局 資料6をご覧ください。令和6年度開成町教育委員会事務局組織についてです。昨年度からの変更した点のみご説明します。まず、学校教育課ですが、参事兼学校教育課長として田中栄之が着任しました。指導主事として上村拓也が着任しました。副主幹として佐藤久子が着任しました。専門主幹(再任用)として井上新が着任しました。教育指導専門員として佐藤均が着任しました。続いて、生涯学習課ですが、生涯学習課長として田代孝和が着任しました。生涯学習班長として遠藤憲彦が着任しました。新採用職員として竹繁奎佑が着任しました。2ページ以降には、各課の事務分担を掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

- 教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、何か御質問はございますか。
○全委員 質問なし。
○教育長 それでは、報告事項(1) 令和6年度開成町教育委員会事務局組織については、ここまでとさせていただきます。

(2) 令和6年度園・学校・保育所及び学童保育の児童数等について

- ・資料7について説明した。

○教育長 報告事項(2) 令和6年度園・学校・保育所及び学童保育の児童数等について事務局から説明してください。

○事務局 資料7をご覧ください。1ページ目をご覧ください。令和6年4月1日時点の数値ですが、幼稚園については、年少44名(3クラス)、年中44名(2クラス)、年長64名(3クラス)、合計152名(8クラス)となっております。昨年と比較して39名減となっております。

開成小学校については、1年生69名(2クラス)、2年生68名(2クラス)、3年生68名(2クラス)、4年生76名(3クラス)、5年生93名(3クラス)、6年生90名(3クラス)、特別支援学

級14名（3クラス）、合計478名（18クラス）となっております。昨年と比較して27名減となっております。

開成南小学校については、1年生126名（4クラス）、2年生110名（4クラス）、3年生109名（4クラス）、4年生103名（3クラス）、5年生103名（3クラス）、6年生94名（3クラス）、特別支援学級25名（6クラス）、合計674名（27クラス）となっております。昨年と比較して27名増となっております。

文命中学校については、1年生171名（5クラス）、2年生186名（5クラス）、3年生166名（5クラス）、特別支援学級11名（3クラス）、合計534名（18クラス）となっております。昨年と比較して6名増となっております。

2ページをご覧ください。保育所の入所状況ですが、酒田保育園の入所率が109%、酒田みずのべ保育園の入所率が104%、酒田みなみの保育園の入所率が102%となっております。3園合計した平均入所率が105%となっております。3ページをご覧ください。令和6年度放課後児童健全育成事業入所状況ということで学童保育の利用状況ですが、基本的には資料のとおりとなっております。

なお、資料7の3ページにあるように開成南小学校の学童保育所の利用状況としては、入所率が100%を超えている状況です。開成南小学校の学童保育所については、令和4年7月から開成南小学校の敷地内で建設された学童保育所ですが、すでに定員が上限を超えているため、今年度については、開成南小学校の第二理科室を利用することで学校と調整がつけられているところです。

○教育長

ただいま、事務局から説明がございました。補足をさせていただきますが、今年度、開成南小学校については、全学級数が27学級ということで、県費事務職員が2名体制となっております。また、県費による教頭マネジメント支援員も1名配置されています。他に何か御質問はございますか。

○全委員

質問なし。

○教育長

それでは、報告事項（2）令和6年度園・学校・保育所及び学童保育の児童数等については、ここまでとさせていただきます。

（3）時間外勤務及び休日勤務に関する協定について

・資料8について説明した。

○教育長

報告事項（3）時間外勤務及び休日勤務に関する協定について事務局から説明してください。

○事務局

資料8をご覧ください。時間外勤務及び休日勤務に関する協定書についてですが、今回、町教育委員会と西湘地区教職員組合との間で36協定の締結について協議させていただきます。

まず、本協定の対象者ですが、教員を除く学校事務職員、学校栄養士が対象となります。協定書の中身を簡単にご説明します。全部で6条から構成されています。

第1条では、甲は、公務の運営に当たり、正規の勤務時間内に公務が終了するよう計画し、時間外勤務及び勤務を命じないように努めるとなっています。

第2条では、前段においては、時間外勤務、休日勤務は公務の必要上、やむをえない場合に限り命ずることができると規定しています。後段においては、育児短時間勤務の職員にあっては、その職員に時間外を命じなければ公務の支障に著しい支障が生じる場合に限り認められるとしてあります。いずれの場合も、健康面、家庭面に配慮しなければならないとされています。

第3条では、職員の時間外勤務について規定しておりますが、1日5時間、1か月45時間、1年間360時間を上限とします。

第4条では、育児又は介護を行う職員の時間外勤務について規定しております。第1項のなかでは、「条例第14条の2第2項」とありますが、こちらは、3歳に満たない子のある職員を指します。第2項では、「第14条の2第3項」とありますが、こちらは、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員を指します。同じく「第14条の2第4項」とありますが、こちらは、要介護者を介護する職員を指します。これらの職員については、時間外勤務を短くするよう申し出た職員にあっては、1か月について24時間、1年間において150時間を超えて時間外勤務を行わせることができません。

第5条では、甲は、職員に対し、1箇月について2日を超えない範囲内において、休日勤務を行わせることができると規定しています。2項では、前項の規定により勤務した場合の勤務時間数は、前2条に規定する1箇月及び1年間の時間数に含むものとする規定しています。

第6条では、この協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとしています。2ページ目については、時間外労働、休日労働に関する協定届になります。説明は以上です。

○教育長 ただいま、事務局から説明がございましたが、何か御質問はございますか。

○全委員 質問なし。

○教育長 それでは、報告事項（3）時間外勤務及び休日勤務に関する協定については、ここまでとさせていただきます。

（4）経過報告、今後の予定

・資料9について説明した。

○教育長 報告事項（4）経過報告、今後の予定について事務局から説明してください。

○事務局 資料9の1ページをご覧ください。4月の経過報告をさせていただきます。4月1日は、教職員着任式を行いました。4月5日は、小学校・中学校入学式、始業式でした。また、同日は、登校指導日でした。4月8日は、開成幼稚園の始業式でした。4月9日は、開成幼稚園入

園式を行いました。4月12日は、園長・校長会議を開催しました。また、同日は、令和6年度神奈川県市町村教育委員会連合会総会がオンラインで開催され、村岡委員にご出席いただきました。4月15日は、登校指導日でした。4月22日、本日は、定例教育委員会となっております。

続いて、5月の予定についてご説明します。2ページをご覧ください。5月1日は、登校指導日となっております。5月8日は、開成小学校6年生が栃木県日光市に1泊2日で修学旅行に行っておりまゝす。5月9日は、開成南小学校6年生が栃木県日光市に1泊2日で修学旅行に行っておりまゝす。5月15日は、登校指導日となっております。5月16日は、令和6年度足柄上郡町村教育委員会協議会総会が山北町立生涯学習センターで開催されます。その後、引き続き、令和7年度使用教科用図書足柄上採択地区協議会（第1回）が山北町役場で開催されます。こちらは、井上教育長、村岡委員のみの出席となります。5月27日は、西湘地区教育委員会連合会総会が南足柄市役所で開催されます。5月28日は、定例教育委員会となっております。5月31日は、令和6年度関東甲信越市町村教育委員会連合会総会が茨城県古河市で開催されますが、こちらは、村岡委員、所要により欠席対応となっております。

○教育長

続いて、生涯学習課から報告してください。

まず、4月の経過報告をさせていただきます。4月7日は、第44回自治会対抗男子ソフトボール大会を開成水辺スポーツ公園で開催しました。参加チームは14自治会で12チームでした。優勝は、下延沢自治会でした。4月21日は、第43回自治会対抗女子ソフトボール大会を開成水辺スポーツ公園で開催しました。参加チームは、9自治会8チームでした。優勝は、こちらも下延沢自治会でした。

続いて、5月の予定についてご報告させていただきます。5月19日は、第2回芸術祭が大井町生涯学習センターで開催されます。5月26日は、真鶴町相互交流事業として開成町米栽培体験学習塾「田植え」を産業振興課と共同して行う予定です。

（5）開成町立学校の様子について

○教育長

開成幼稚園についてですが、これまで年少児については、2班に分かれて登園をしておりました。給食も保護者と一緒に食べていましたが、4月24日からは、全員そろって登園します。4月25日からは、年少児もバス登園が開始されます。

開成小学校については、今年度は、新採用教職員はおりません。新たな取り組みとしては、教室配置を昨年度から変更しました。低学年棟では1年生と6年生が隣り合う教室配置となっています。外国籍児童としては、中国籍、ベトナム籍の児童がおり、それぞれ外国籍児童支援員を配置しております。

開成南小学校については、今年度は、2名の新採用教職員がおりま

す。教室配置については、昨年度から引き続き異学年同士が隣り合う教室配置となっております。学級数が27学級となったため、事務職員が2名配置となっております。また、県費の会計年度任用職員として教頭マネジメント支援員が配置されています。外国籍児童としては、ベトナム籍の児童がおり、こちらも開成小学校と同様に外国籍児童支援員を配置しております。

文命中学校については、今年度、特別支援学級に県費で加配教員が配置されています。また、給食調理業務が今年度から民間委託となっており、現状問題なく運営できています。5月17日は、体育祭が開催されます。保護者、来賓も通常どおりお招きし、行われる予定です。

閉 会 ： 教育長より閉会の宣言